

# < 資料編 >

## 資料編 目次

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 策定体制 .....     | 123 |
| 2. 策定の経緯 .....    | 132 |
| 3. 雲仙市都市計画図 ..... | 134 |
| 4. 用語解説 .....     | 135 |



# 1. 策定体制

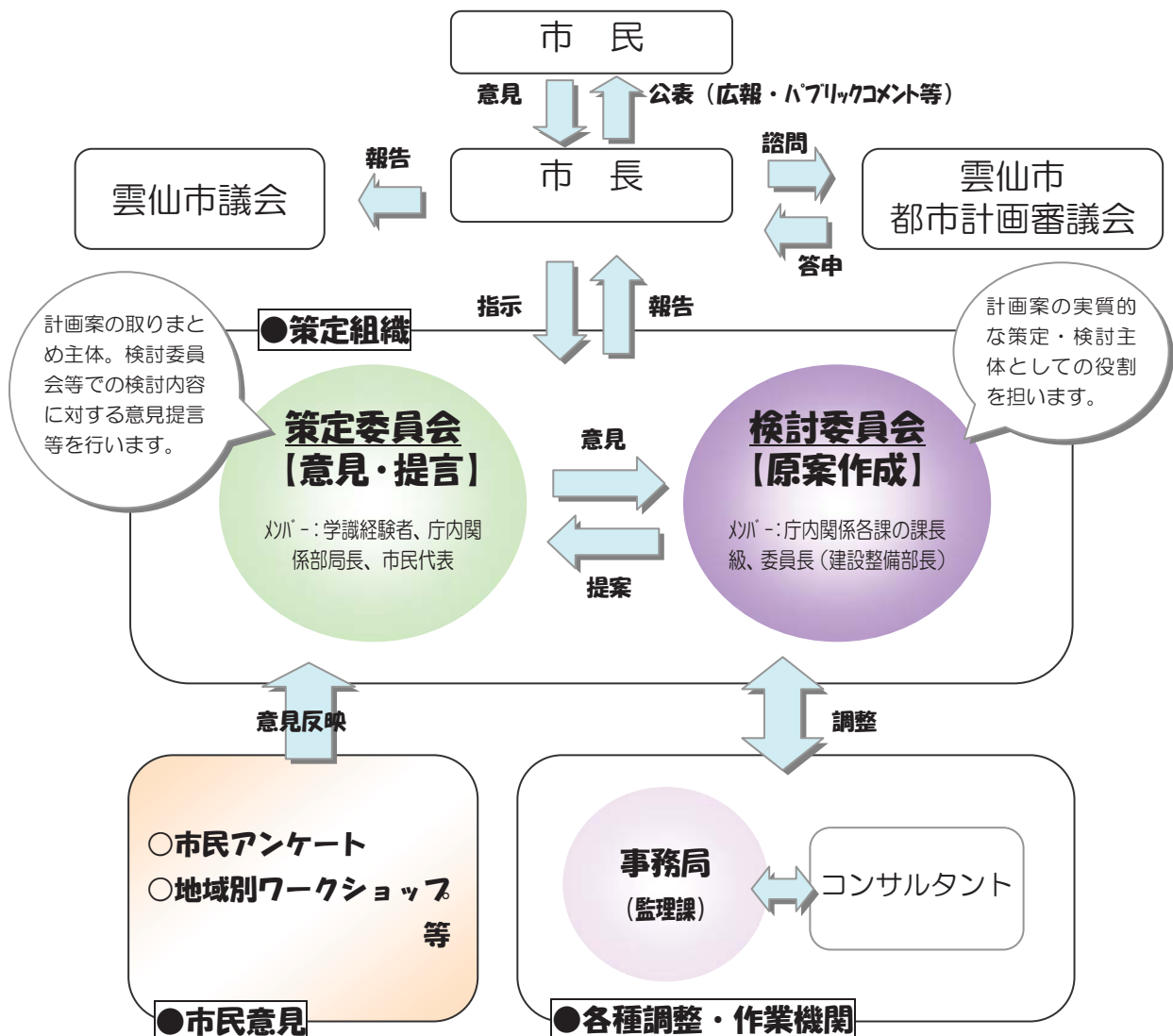
## (1) 策定体制

雲仙市都市計画マスタープランは、策定組織として「策定委員会」と、「検討委員会」の2つの組織を中心に、市民意向を取り入れながら検討しました。

下図のように、それぞれの組織にはそれぞれの役割があり、ここでの議論だけで計画をつくるわけではありません。

「策定委員会」は、最上位にあたる組織として、計画検討の舵取りの役割を担います。「検討委員会」は、計画の実質的な部分についての計画を検討し、原案を作成しました。

特に地域別構想については、地域住民主体で実施する「地域別ワークショップ」での意見を基本として原案を作成しました。



## (2)策定委員会及び検討委員会

### ①委員会設置要綱

#### 雲仙市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成 20 年 6 月 30 日

告示第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、雲仙市における都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 に規定する「都市計画に関する基本的な方針(以下「雲仙市都市計画マスタープラン」という。)」の策定を円滑に推進するため、雲仙市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会は、雲仙市都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 17 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 別表第 1 に掲げる市の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、雲仙市都市計画マスタープランの策定完了の日までとする。

2 役職により就任した委員が、当該役職を退いたときは、新たに当該役職に就いたものに交代するものとする。この場合において、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第7条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、策定委員会に検討委員会を置く。

2 検討委員会は、建設整備部長及び、別表第2に掲げる課の職員をもって組織する。

3 検討委員会に検討委員長をおき、検討委員長は建設整備部長の職にある者をもって充てる。

4 検討委員長は、検討委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 第5条及び前条の規定は、検討委員会の会議に準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「検討委員会」、「委員長」とあるのは「検討委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及び、検討委員会の庶務は、建設整備部監理課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、第4条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

別表第 1(第 3 条関係)

副市長(建設整備部の所掌事務を分掌する副市長)
観光物産まちづくり推進本部長
市民生活部長
農林水産商工部長
建設整備部長
教育委員会事務局教育次長
農業委員会事務局長

別表第 2(第 7 条関係)

政策企画課長
観光物産まちづくり推進課長
環境政策課長
農林水産課長
商工労政課長
監理課長
農漁村整備課長
道路河川課長
建築課長
下水道課長
教育委員会事務局総務課長
各総合支所産業建設課長

## ②策定委員会名簿

敬称略

区 分	氏 名		所 属 名	職名	委員会 役 職
	平成20年度	平成21年度			
学 識 経 験 者	高橋 和雄	高橋 和雄	長崎大学	教授	委員長
	鮫島 和夫	鮫島 和夫	長崎総合科学大学	教授	副委員長
	酒井 好	酒井 好	長崎県公園緑地協会	事務局長	委員
市民代表	遠藤 家持	遠藤 家持	国見町自治会長会	会長	委員
	中峰 富男	内田 利則	瑞穂町自治会長会	会長	委員
	岩永 薫	浦川 康二	吾妻町 自治会長連絡協議会	会長	委員
	田尻 虎夫	田尻 虎夫	愛野町自治会長会	会長	委員
	古賀 大八郎	古賀 大八郎	千々石地区 自治会長会	会長	委員
	川原 辰彦	川原 辰彦	小浜町自治会長会	会長	委員
	加藤 孝明	加藤 孝明	南串山町自治会長会	会長	委員
庁 内 関係部局	吉田 博幸	吉田 博幸	副市長	副市長	委員
	中山 孝	中山 孝	観光物産まちづくり 推進本部	部長	委員
	今崎 正敏	東 信一郎	市民生活部	部長	委員
	酒井 利和	酒井 利和	農林水産商工部	部長	委員
	島田 英俊	緒方 和人	建設整備部	部長	委員
	塩田 貞祐	山野 義一	教育委員会事務局	教育次長	委員
	東 信一郎	富永 篤	農業委員会事務局	事務局長	委員
合 計	17名				

### ③検討委員会名簿

区 分	氏 名		所 属 名	職名	委員会 役 職
	平成 20 年度	平成 21 年度			
担 当 部	島田 英俊	緒方 和人	建設整備部	部長	委員長
庁 内 関 係 課	畑中 隆久	畑中 隆久	政策企画課	課長	委員
	一山 和夫	田中 秀穂	観光物産まちづくり 推進課	課長	委員
	重野 淳	重野 淳	環境政策課	課長	委員
	池田 信介	池田 信介	農林水産課	課長	委員
	林田 英明	宮本 三平	商工労政課	課長	委員
	菅 良一	野口 孔明	監理課	課長	委員
	松尾 十七治	松尾 十七治	農漁村整備課	課長	委員
	野口 孔明	菅 良一	道路河川課	課長	委員
	城戸 一郎	住田 陽俊	建築課	課長	委員
	村上 謙郎	関 精一	下水道課	課長	委員
	田中 省三	田中 省三	教育委員会総務課	課長	委員
総合支所 関 係 課	吉川 俊弘	吉川 俊弘	国見総合支所 産業建設課	課長	委員
	小田 雅男	小田 雅男	瑞穂総合支所 産業建設課	課長	委員
	木戸 庁一	城井 仁	愛野総合支所 産業建設課	課長	委員
	城井 仁	秋山 勝也	千々石総合支所 産業建設課	課長	委員
	宅島 辰明	荒木 強	小浜総合支所 産業建設課	課長	委員
	木村 一徳	木村 一徳	南串山総合支所 産業建設課	課長	委員
合 計	18名				



### (3)地域別ワークショップ

地域別ワークショップは、各地域より一般公募の方をはじめ、自治会、NPO※、PTA、農業や商工などの組織より延 200 名の方にご参加いただき、平成 21 年 6 月～8 月に各地域 3 回、合計 9 回実施し、大変貴重なご意見を多数頂戴しました。

#### ①北部地域

	参加者所属団体名
国 見	国見町自治会長会
	商工会青年部国見支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	有明漁業協同組合（多比良支所）
	神代鍋島塾
	浜の田川をきれいにする会
	やまぼうしの会
	雲仙市エコ活動連合会
瑞 穂	雲仙市 P T A 連合会
	瑞穂町自治会長会
	商工会青年部瑞穂支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	雲仙市エコ活動連合会
	みずほ千年の湯ふれあいまつり実行委員会
	公募

②中部地域

	参加者所属団体名
吾 妻	雲仙市P T A連合会
	吾妻町自治会長連絡協議会
	商工会青年部吾妻支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	あずま創志会
	雲仙市の伝統野菜を守り育む会
	公募
愛 野	愛野町自治会長会
	商工会愛野支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	ボランティアを楽しむ会
	愛のまち青年交流実行委員会
千々石	千々石地区自治会長会
	商工会千々石支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	橘湾東部漁業協同組合千々石支所
	TEAM GEAR
	観桜火宴実行委員会
	雲仙四季の岳

## ③南部地域

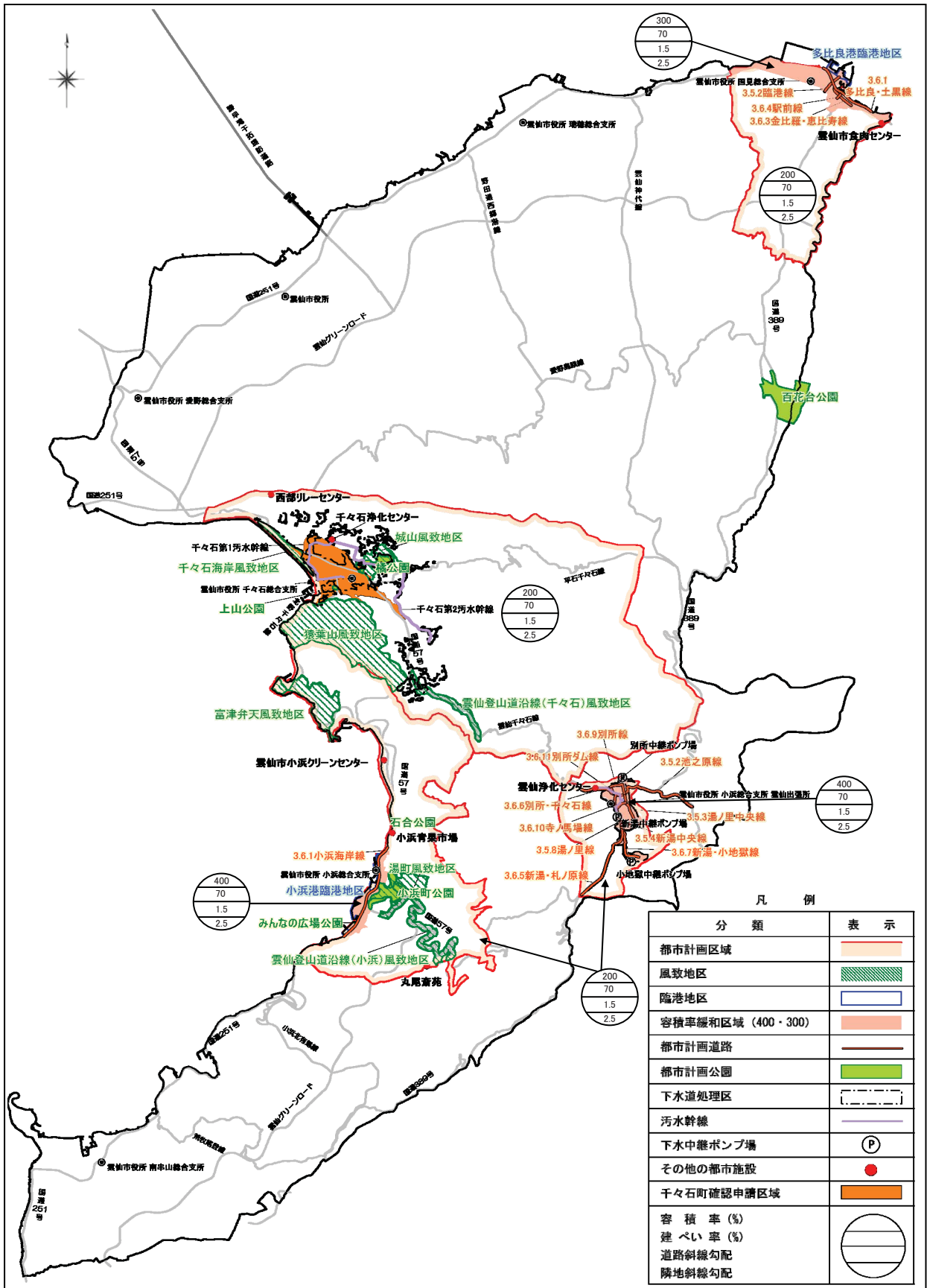
	参加者所属団体名
小 浜	雲仙市P T A連合会
	小浜町自治会長会
	商工会青年部小浜支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	小浜温泉旅館組合
	雲仙旅館ホテル組合
	小浜温泉57
	小浜青年交友会
	小浜ちゃんぽん愛好会
	公募
南串山	南串山町自治会長会
	商工会青年部南串山支所
	島原雲仙農業協同組合青年部
	島原雲仙農業協同組合女性部
	エタリの塩辛愛好会
	TEAM GEAR

## 2. 策定の経緯

開催日	開催内容	検討事項等
平成20年 8月8日 8月22日	第1回 検討委員会 第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雲仙市都市計画の現況</li> <li>・都市計画マスタープラン策定にあたって</li> <li>・準都市計画の取り組み状況</li> </ul>
7月～8月	まちづくり市民アンケート	
10月3日 10月30日	第2回 検討委員会 第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの調査結果</li> <li>・雲仙市の現況</li> <li>・まちづくりの基本的課題</li> </ul>
	雲仙市広報掲載 (平成20年12月号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定状況</li> <li>・アンケート結果</li> </ul>
平成21年 2月6日 2月13日	第3回 検討委員会 第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市づくりの理念と目標</li> <li>・将来都市構造</li> <li>・分野別方針</li> </ul>
3月17日	都市計画審議会(中間報告)	
6月17日 6月18日 6月16日	第1回 北部地域ワークショップ (国見、瑞穂) 第1回 中部地域ワークショップ (吾妻、愛野、千々石) 第1回 南部地域ワークショップ (小浜、南串山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のステキなところ、変えたいところ</li> </ul>
	雲仙市広報掲載(平成21年7月号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想(案)</li> </ul>
7月14日 7月15日 7月16日	第2回 北部地域ワークショップ (国見、瑞穂) 第2回 中部地域ワークショップ (吾妻、愛野、千々石) 第2回 南部地域ワークショップ (小浜、南串山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の将来像 (改善策、活用策)</li> </ul>

開催日	開催内容	検討事項等
7月24日	第4回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画</li> <li>・進捗状況</li> <li>・準都市計画区域*</li> </ul>
7月29日	第4回 策定委員会	
8月21日	第3回 北部地域ワークショップ (国見、瑞穂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりを進めるために自分たちができること</li> </ul>
8月20日	第3回 中部地域ワークショップ (吾妻、愛野、千々石)	
8月19日	第3回 南部地域ワークショップ (小浜、南串山)	
9月30日	第5回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの報告</li> <li>・地域別方針</li> <li>・都市計画区域*再編パターンの検討</li> </ul>
10月 7日	第5回 策定委員会	
11月 4日	第6回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想</li> <li>・都市計画区域*の検討</li> </ul>
11月13日	第6回 策定委員会	
平成22年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画マスタープランのまとめ</li> <li>・都市計画区域* (案)</li> </ul>
1月15日	第7回 検討委員会	
1月28日	第7回 策定委員会	
4月8日～ 5月7日	パブリックコメント	
7月6日	第8回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの結果報告と対応</li> <li>・都市計画マスタープラン(案)の策定</li> </ul>
8月4日	都市計画審議会	
8月26日	議会報告	
	市民への公表(ホームページ) 県への通知	
平成23年 3月	報告書、リーフレットの配布	

### 3. 雲仙市都市計画図



平成 22 年 4 月現在

## 4. 用語解説

あ行	
諫早湾干拓堤防道路	諫早市高来町と雲仙市吾妻町を結ぶ片側1車線の農道（全長約8km）で、農産物の輸送の合理化や新たな観光ルートの開発、地域間交流の促進を目的に整備された。
1. 5次産業	1次産業と2次産業の間の意味で、生産から加工までを行う業種を指して使われる。
EM	EMとは、有用微生物群(Effective Micro-organisms)という意味の造語で、蘇生型微生物（ものをいきいきとさせる微生物 例：光合成菌や酵母菌、乳酸菌など）を集め、タンク培養した液体のこと。
インフラ	一般に、生活や経済活動を支える基盤となる施設を指す。具体的には、道路、橋りょう、学校、病院、鉄道、港湾施設、上下水道、電気ガスなど。
雲仙グリーンロード	島原半島の広域農道の通称。半島をほぼ一周する総延長64.2km、幅員7.0mの基幹農道。
雲仙市公立学校施設耐震化等事業計画	平成18年度に実施した耐震化優先度調査の結果をもとに、平成24年度までに耐震化が完了するよう作成。耐震補強等の事業を進める。
雲仙市災害時要援護者避難支援計画	雲仙市地域防災計画を基本とし、災害時における高齢者等の安心・安全の確保を図るため、災害時要援護者の状況を把握し、避難支援体制等を具体化したもの。
雲仙市総合計画	今後の市政運営の基本方針となるもので、「基本構想」及び「基本計画」で構成されている。 基本構想は、本市の長期的な発展方向やその実現のための基本方針を示したもので、その期間は平成19年度から平成28年度までの10年間としている。 基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するため、基本方針に従い根幹的な施策や事業の概要を体系的に示したもので、その期間は基本構想期間の半期となる5年間としている。
エコツーリズム	環境観光。地球環境の保護に関心が高まるなかで、旅を通じて、環境保護や自然保護の理解を深めようという考え方。環境の保護と地元の経済発展の両立を目指している。
NPO	営利を目的とせず、その活動目的に賛同する人たちからの寄付やボランティアの協力などの支援を受け、その目的を達成しようとする民間組織。
エリアマネジメント	一定の地域（エリア）における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的取り組み。
か行	
開発許可制度	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。雲仙市においては、別途雲仙市環境保全条例の定めにより0.1ヘクタールより届け出が必要。
海浜公園	水域の自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむことを目的に整備された公園。
街路事業	都市計画決定された道路を都市計画事業によって整備する事業。都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とする。
河川整備計画	河川法に基づき、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備、維持管理等に関する事項について河川管理者が策定する計画。

<b>か行</b>	
<b>合併処理浄化槽</b>	し尿と生活雑排水（台所等の排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。公共下水道のような集合処理方式とは異なり、個別の汚水を処理する。
<b>幹線道路</b>	都市の骨格を形成し、都市間交通や都市内の主要な施設間の交通を集約して処理する。大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路。
<b>基幹産業</b>	国や地域において経済活動の基盤となる重要な産業。
<b>急傾斜地崩壊対策</b>	一定の基準を満たす「がけ」について、「がけ崩れ」から人命を守るため、区域を指定して崩壊防止工事を施工すること。
<b>行政区域</b>	本市の土地として管轄する地域。
<b>企業立地促進法</b>	正式には企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律という。 地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とした法律。
<b>協働</b>	市民や事業者、行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、尊重し合いながら、対等の立場で共通の目標に向かい、協力・連携すること。
<b>供用開始</b>	公共の用に供することを意志表示する行政行為。
<b>近隣公園</b>	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所あたり面積2ヘクタールを標準として配置するもの。
<b>クリーンエネルギー</b>	環境を汚染する物質をわずかにしか排出しないか、あるいは汚染物質自体を全く出さないエネルギーのこと。
<b>グリーン（ブルー）ツーリズム</b>	都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
<b>景観計画</b>	平成16年6月に施行された『景観法』に基づき『景観行政団体』が法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』のこと。 『景観行政団体』…都道府県及び指定都市等、また都道府県知事の同意を得た景観行政の実施機能を有する市町村のこと。
<b>景観条例</b>	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続きや方策などを制度的に定める条例をいう。
<b>景観法</b>	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる、我が国で初めての景観についての総合的な法律。
<b>景観要素</b>	それぞれの景観類型を特徴づけている一つひとつの要素で、景観づくりを進める際の最も身近なよりどころとなるもの。
<b>広域公園</b>	都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに一ヶ所あたり面積50ヘクタール以上を標準として配置するもの。
<b>広域交流圏</b>	複数の都市や地域がそれぞれの個性と主体性を維持、確立しつつ、共通の目的意識を持って地域の資源、機能、基盤を相互に活用・共有化し、補完的・協調的活動を行うという「地域連携」の取組を、交通、情報通信基盤の下で広域的に進める区域のこと。
<b>広域農道</b>	高速流通体系に対応するため、隣接する広域的な農業基地などの区間を結ぶ農道。
<b>公園事業</b>	自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供するために、公園を整備する事業のこと。



<b>か行</b>	
<b>公共下水道事業</b>	主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道。
<b>耕作放棄地</b>	所有している農地のうち、過去1年以上作付けせず、今後も再作付けする考えのない農地のこと。
<b>交通結節点</b>	鉄道の駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などを相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎする場所。
<b>交通弱者</b>	自動車中心社会で、移動の困難な者。高齢者・子供・障がい者など。
<b>高度情報化</b>	情報通信技術・情報システムが社会、経済、家庭、個人などあらゆる分野に浸透し、高度な利活用を図ること。
<b>国勢調査</b>	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。
<b>国有地</b>	国の機関（税務署や法務局等）の庁舎や敷地、公園・道路・飛行場等の施設、山・川・海岸等の自然。
<b>国有林</b>	国が所有する森林の総称。
<b>国立公園</b>	自然公園法に基づき、わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地を保護し、利用を促進する目的で環境大臣が指定し、国が管理を行う自然公園のひとつ。
<b>コミュニティ</b>	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
<b>コミュニティバス</b>	既存の路線バスのみではカバーできない公共交通空白地域や市街地内の主要施設や観光拠点において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バスのこと。
<b>コモンスペース</b>	集合住宅地や戸建住宅において、ゆとりある空間の確保や景観形成、コミュニティ形成などのために設けられる、主として居住者のための共用空間。都市型戸建住宅地では、ベンチやシンボルツリーなどが置かれた公園や小広場などを指すことが多い。（不特定多数の人が使用することを前提とした公共的空間とは異なる。）
<b>コンパクトタウン</b>	身近な場所に店や公共施設があり、車を使わなくても日常生活の大部分の用事が済ませられる街のこと。
<b>さ行</b>	
<b>サイン</b>	不特定多数の利用者を対象に、行動を導く目印・表示・標識のこと。
<b>ジオパーク</b>	ジオパークとは、地質学的に見て重要な地質遺産を含む一種の自然公園である。ジオパークの目的は、地質遺産の保護、地質遺産を用いた教育・普及、観光、ジオツーリズムです。島原半島ジオパークは、平成21年8月22日に、糸魚川ジオパーク、洞爺湖有珠山ジオパークと並んで日本国内で初めて世界ジオパークに認定された。
<b>市街地開発事業</b>	都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。
<b>自然公園</b>	わが国の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和32年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。

さ行	
自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的とした法律。国立・国定公園（環境庁長官）、都道府県立自然公園（都道府県）の指定及び指定地域内における一定の行為の制限などについて定めている。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
視点場	ある景観を眺める立ち位置。駅や大通りなど多くの人から見られる場所、また丘の上や橋梁上など、良好な景観の得られる場所が一般に視点場として捉えられる。
地場産品	地元の農畜水産物、地元で生産された加工品。
市民参画	政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法。
社会資本	道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。インフラと同意味。
住民基本台帳	住民基本台帳は、市町村が行う各種サービスの基盤として作成され、住民の氏名・住所などのほかに、国民健康保険や介護保険、国民年金などに関する情報が登録され、住民のみなさんの利便を増進するため、活用されている。
重要伝統的建造物群保存地区	伝統的な建造物群及びこれと一体をなして歴史的風致を形成している価値の高い環境を保全するために定める地区として、市町村が条例等により決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したもの。
準都市計画区域	都市計画区域外において、土地利用の規制を行わなかったら無秩序な開発により用途の混在や良好な環境の喪失の恐れがある場合に、土地利用の整序のみを行う目的で定める区域。
上位関連計画	個別の計画の上位に位置し、より大きな視点で基本方針を定めている計画のこと。
少子高齢化	高齢者の増加により総人口に占める高齢者人口の比率（高齢率）が高まっていくことと、若年層人口の減少が同時並行的に進んでいる現象をあわせて少子高齢化という。
親水	「親水」とは文字通り「水に親しむ」ことで、豊かな自然のなかで水や緑、動植物とふれあうことができる、やすらぎに満ちた水辺空間。
森林法	林業に関連する法律の一種。森林の保続培養と森林生産力の増進を図るための、森林計画や保安林その他の森林に関連する基本的事項等を定めた法律。
水源かん養	森林や農地の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる。また、雨水が土壌を通過することにより、水質が浄化される。
水道基本計画	各水道事業者が、事業を取り巻く環境を総合的に分析し、計画年次、今後取り組む事業内容の根幹に関する長期的な計画のことで、基本方針、基本事項などからなっている。基本設計ともいう。
水道ビジョン	今後の水道施策の目指すべき方向性を明確にし、計画的に施策を推進していくために、長期的な水道に関連する目標の整備、目標の整備にあたっての前提条件、目標達成のための総合的な水道政策の概要、スケジュール等について定めるもの。
生活創造圏	住民の通勤、通学、通院、買物など、住民の日常生活圏をもとに住民が個性や創造性を発揮したり、基礎的な行政サービスを提供し豊かな生活を実現していくための圏域のこと。
生活利便施設	公共施設、商業施設、金融機関、病院等の日常生活で頻りに利用する施設のこと。

<b>た行</b>	
<b>製造品出荷額</b>	事業所で製造したもの、又は下請工場等に原材料を支給して製造させたもので、1年間に出荷した額。
<b>第1次産業</b>	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
<b>大規模集客施設</b>	床面積10,000㎡を越える店舗、アミューズメント施設、展示場など。
<b>第3次産業</b>	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
<b>耐震化</b>	建築物の地震に対する安全性を確保すること。 (大規模な地震発生時における建築物の倒壊・崩壊を防ぎ、利用者の安全を確保する。)
<b>第2次産業</b>	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。
<b>宅地</b>	建物の敷地に供せられる土地。
<b>地域計画対象民有林</b>	森林法に基づいて、都道府県知事が5年ごとに策定する、森林の基本的な取扱いに関する10年計画のことを「地域森林計画」といい、地域森林計画が対象とする民有林のことを指す。
<b>地域高規格道路</b>	高規格幹線道路網と一体となって高速交通体系の役割を果たし、地域構造を強化する規格の高い道路で、4車線以上の車線を確保し、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を有し、60～80km/hの高速サービスを提供できる道路として整備される。
<b>地域ささえ愛マップ</b>	雲仙市災害時要援護者避難支援計画に基づき避難支援等を円滑かつ効率的に実行するため、「災害時要援護者」の住宅や雲仙市地域防災計画に定める避難場所及び「災害危険地域」等を市管内図(1/2,500)に記したもの。
<b>地区計画</b>	都市計画法の制度で、都市計画区域内において住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。
<b>地産地消</b>	地場で生産されたものを地場で消費すること、またその考え方。
<b>治水</b>	洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。
<b>地方住宅供給公社</b>	地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集合住宅地・宅地を供給する目的で地方公共団体により設置される特殊法人。
<b>地方分権</b>	国の持っている権限・財源を市町村に移し、住民と自治体の選択と責任により、地方自治体が主体的に物事を決めていき、地域の特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めること。
<b>町村制</b>	大日本帝国憲法下、町村の組織や権能、運用法といった地方自治に関する法律。
<b>眺望景観</b>	山頂や海上あるいはビルの屋上などから海や山を市街地とともに眺める景観

<b>た行</b>	
<b>特定環境保全公共下水道</b>	公共下水道のうち、市街地外の区域において設置される下水道のこと。
<b>特定用途制限地域</b>	都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市計画区域において用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
<b>特別地域</b>	自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の中で「風致を維持」するため、公園計画に基づき指定される保護地域。
<b>特別保護区</b>	自然公園（国立公園、国定公園及び県立自然公園）の中で最も中核をなす景観地であり、現状維持を原則とする保護地域。
<b>独立行政法人都市再生機構</b>	国家的な重要課題である「都市再生の実現」に取り組む公的機関。平成16年7月1日に、都市基盤整備公団と地域振興整備公団（地方都市開発整備部門）が統合して発足した。UR都市機構。
<b>都市計画区域</b>	都市計画法上の都市の範囲であり、「都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する。
<b>都市計画提案制度</b>	自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、土地所有者やまちづくりNPO法人などが一定規模以上の一団の土地について、土地所有者などの2/3以上の同意などの一定の条件を満たした場合に、都市計画法第21条の2に基づき、都市計画の決定や変更を提案することができる制度。
<b>都市計画道路</b>	都市の基盤的施設として都市計画法に基づく「都市計画決定」により決定した道路のことを指し、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4つに区分される。道路法に基づいて定められる国道、県道、市町村道といった区分とは別になる。
<b>都市公園</b>	都市計画法や都市公園法等で位置付けられている公園や緑地。国が設置する国営公園等や地方自治体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等がある。
<b>土地利用</b>	土地の状態や用途といった利用状況のこと。
<b>土地利用コントロール</b>	市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制し、目指すべき都市機能集約型都市づくりを実現するための土地利用コントロール手法。
<b>な行</b>	
<b>年間商品販売額</b>	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
<b>農業集落排水</b>	農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水又は雨水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、機能維持、また、農村生活環境の改善を図るもの。
<b>農村公園</b>	農村集落の居住者に対して、日常的な健康の増進と憩いの場を提供する事を目的とする公園。
<b>農地転用</b>	農地を農地以外の用途に転用すること。
<b>農地転用許可制度</b>	優良農地の確保と農業以外の土地利用を調整し、計画的な土地利用を進めることを目的としている。農地は農業上大切なものであることから、住宅を建設する等農業以外の目的で利用する場合には、法律で農地の転用を規制している。
<b>農用地</b>	農業生産に利用される土地で、国土利用計画では、農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地をいう。なお、農用地をその良好な環境形成機能に着目して表現する場合、これを生産緑地ということがある。
<b>乗合タクシー</b>	10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車で、定時定路線で運行する形態と事前に予約を受けて運行する形態がある。

<b>は行</b>	
<b>ハコモノ整備</b>	国や地方公共団体が整備した建築物のこと。
<b>パブリックコース</b>	会員制ではなく、誰でもプレーや予約ができるゴルフ場のこと。
<b>バリアフリー</b>	社会生活における生活の支障となる物理的・精神的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障がい者等の社会生活弱者にも使いやすいような状態。
<b>風致地区</b>	都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地内の自然的景勝地、市街地周辺の丘陵地等に都市計画法により都市計画で定められる地域地区のこと。
<b>保安林</b>	洪水、土砂の流出、崩壊等を防止する機能を特に発揮させることが必要な森林を指定すること。
<b>歩車分離</b>	歩行者の安全のため、歩行者の動線と車の動線を分離すること。
<b>ま行</b>	
<b>水辺空間</b>	川辺、湖畔等水際の空間をいう。
<b>緑の基本計画</b>	都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。
<b>や行</b>	
<b>用途地域</b>	都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて12種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどの制限を定める。 住宅、公共施設等は、概ね全ての用途地域で建てられる。
<b>ら行</b>	
<b>流下能力</b>	川が安全に流すことのできる洪水の規模のこと。
<b>流出口</b>	本市に常住し本市以外へ通勤・通学する人口のこと。
<b>流入人口</b>	本市以外に常住し、本市に通勤・通学する人口のこと。
<b>臨港地区</b>	港湾区域を地先水面とする陸域において、碼頭用地や臨港道路などの港湾施設などを適正に誘導し管理運営の円滑化を図ることを目的とし、都市計画区域内においては都市計画法により定める地区。
<b>レクリエーション施設</b>	都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地など。